

七飯町要綱第8号

七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第20号に規定する町長が定める回数及び訪問介護に関する要綱を次のように定める。

平成30年8月31日

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第20号に規定する町長が定める回数及び訪問介護に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第2号。以下「条例」という。)第16条第20号に規定する、町長が定める回数及び町長が定める訪問介護を定めるものとする。

(町長が定める回数)

第2条 条例第16条第20号に規定する町長が定める回数は、次の各号に掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該各号に定める回数とする。

- (1) 要介護1 1月につき27回
- (2) 要介護2 1月につき34回
- (3) 要介護3 1月につき43回
- (4) 要介護4 1月につき38回
- (5) 要介護5 1月につき31回

(町長が定める訪問介護)

第3条 条例第16条第20号に規定する町長が定める訪問介護は、生活援助(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。)が中心である指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第4条に規定する指定訪問介護をいう。)とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。